

【第22回 建築物事故・災害対策部会資料】

検討にあたっての主な論点

- ① エスカレーターの側面からの転落防止対策は、建築行政上、どのように位置付けるべきか。
- エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で規制の対象とすべきものは、どのような使用状態を前提とすべきか。
 - エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応するとした場合、階段、バルコニー、吹抜け等における他の日常安全に係る規制との関係をどう考えるべきか。
 - エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応しないとした場合、建築行政としてどのように対応すべきか。
- ② エスカレーターの側面からの転落防止対策として、有効な措置はどのようなものか。
- 転落防止板や誘導手すりは、転落防止対策として有効か。また、どのような考え方（方針・基準）に留意して設置すべきか。
 - エスカレーターの安全な利用方法について、いかに周知を図るべきか。

今後の検討の進め方について

○平成 27 年 9 月 建築分科会建築物等事故・災害対策部会で検討開始

○当面、事務局において以下の作業を行い、その結果等を踏まえ、引き続き検討を行う。

- ・ 国内外の事故事例の調査
- ・ 関係団体等へのヒアリング
 - (一社) 日本エレベーター協会
 - ビル管理関係団体
 - 商業施設関係団体
 - 大手設計事務所
- ・ 国内外の転落防止対策等の実例調査
- ・ 諸外国の規制状況の調査

○平成 28 年度中を目途にとりまとめ